

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) くまもとけんしょうこうせいじれんめい
1 政治団体の名称 熊本県商工政治連盟

2 主たる事務所の所在地 熊本市中央区船場町3-36-1 702

3 代表者の氏名 笠 愛一郎

4 会計責任者の氏名 入江 雄二

事務担当者の氏名 岩本 徹子

(電 話) 096-325-5161

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

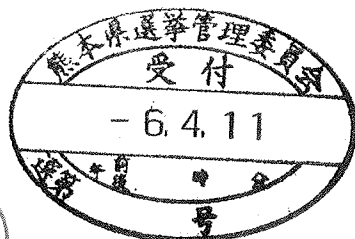
活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____ (現職・候補者の別)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 (現職・候補者の別) _____

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 =(前年からの繰越額)+(本年の収入額)=	4,274,855
(前 年 か ら の 繰 越 額) =前年の収支報告書の「翌年への繰越額」=	1,998,001
(本 年 の 収 入 額) =用紙(その2)から(その6)までの合計=	2,276,854
支 出 総 額 =用紙(その13)の「合計」欄の金額=	1,009,738
翌 年 へ の 繰 越 額 =(収入総額)-(支出総額)=	3,265,117

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	2,276,835
員 数	19,210 人

(2) 寄附

	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附		
うち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
ア 小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア+イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入

摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	注:一件当たりの額(数回にわたるときはその合計額)が10万円以上のものは個別に記載し、10万円未満のものは一括して「1件10万円未満のもの」の欄に記載してください。
1件10万円未満のもの	19	
合 計	19	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費		
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	373,438	
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	(ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	636,300	636300
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	1,009,738	
合 計	1,009,738	

注：政治活動費の各項目については、それぞれ(その15)が必要です。
資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、経常経費（人件費を除く。）
の各項目については、それぞれ(その14)が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項 目 別 区 分	(旅 費)				
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
全国商工政治連盟会議旅費	84,571	R5.2.28	笠 愛一郎	菊池市重味2575	
この頁の小計	84,571		注1: 国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。 注2: 右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、「その他の支出」と「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。		
その他の支出	0				
合 計	84,571				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分	(渉外費)				
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
新聞広告料(木原・松村)	85,800	R5.11.21	(株)熊日広告社	熊本市中央区本山町225-1	
この頁の小計	85,800	注1: 国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。 注2: 右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、「その他の支出」と「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。			
その他の支出	0				
合 計	85,800				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分	(組織活動費)				
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0		注1:国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出について、それ以外の政治団体は一件5万円以上の支出(数回にわたって支出している場合は、年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件1万円以下の支出又は一件五万円未満の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。 注2:右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、「その他の支出」と「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。		
その他の支出	203,067				
合 計	203,067				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
全国商工政治連盟会費	636,300	R5.10.5	全国商工政治連盟	東京都千代田区有楽町1-7-1	
この頁の小計	636,300	注:支出項目は(その13)の項目です。			
合 計	636,300				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表（資産等の有無）

資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注:政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 1. 領 収 書 等 の 写 し
- ☐ 2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 29 日

政 治 団 体 の 名 称 熊本県商工政治連盟

会 計 責 任 者 の 氏 名 入江 雄二 

(解散時のみ記載)
代 表 者 の 氏 名

* 会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。
* 会計責任者及び代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、会計責任者及び代表者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。